YouTube【宅建動画の渋谷会】佐伯竜 毎朝一問《権利関係》

借地権 S63-13-1 ≪#307≫

【問】正誤をつけよ。

借地借家法にいう借地権とは、建物の所有を目的とする土地賃借権をいう。

≪ポイント≫ 借地権の定義

借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。(借々法2条1号 参考)



- **传地权** ①建物。所有を目的
 - ③地址权、土地の发发权

≪補足≫

平置きの駐車場や資材置き場として、土地を賃借する場合、借地権とはならない。

⇒ 民法の知識で答える

【答え】誤り